



みのる法律事務所便り
第 2 7 5 号
平成 2 5 年 3 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

「押し付け憲法」なのでしょうか？

この『外的』平成 2 5 年 1 月号（第 2 7 3 号）においても述べましたが、先の衆議院議員選挙で自民党が大勝しました。安倍晋三氏が二度目の首相に返り咲き、景気回復政策が多くしんぞうの国民から受け入れられ、今のところ支持率も高くなっているようです。早く景気回復を図っていただき、東日本大震災・三陸巨大津波の被災地復興のため、全力投球をしてもらいたいと願っています。その意味では、安倍内閣に期待するところ大です。



しかし、安倍首相やそれを支えている議員の中には、憲法改正を考えている議員も少なからずおります。安倍首相はかつて、「現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定されたもので、見直されなければならない」という趣旨の発言をしています。また、日本維新の会の代表・石原慎太郎氏は、「現行の憲法は、押し付け憲法だ」と明言しています。

このように、現行憲法を「占領下の憲法」とか、「押し付け憲法」などと呼ぶ言い方は本当に正しいのかどうかということと、「占領下の憲法」とか、「押し付け憲法」ということとは別に、憲法の内容そのものがどのようなものか、つまり、その制定経過は別にして、内容自体が適切なものであるかどうかという議論をし

黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~

なければならぬ時が再び到来していると思えてなりません。

私は、かつて第1次安倍内閣が成立した時にこの問題を取り上げ、平成18年(2006年)11月30日に、『田舎弁護士の大衆法律学 — 憲法の心 — 改正権者のあなたに知ってほしい』という本を出版しました。その本を読んでもただ読めば、私の考えはお解りいただけるものと思います。

今回は、その本の中から現行憲法が「占領下の憲法」であり、「押し付け憲法」であるかどうかについて、現行憲法が制定された経過の一部を紹介し、押し付け憲法と見るかどうかについての判断材料としていただきたいと思ひ、前回と重なる部分もあるかもしれませんが、現行憲法制定のポイントを再現したいと思ひます。

昭和21年(1946年)7月9日、衆議院における憲法改正案委員会で、芦田均(1887-1959)委員長は、憲法改正の動機を次のように説明しています。

「此の議事堂の窓から眺めて見ましても我々の眼に映るものは何であるか。
満目蕭条たる焼野原であります。そこに横たわっておった数十萬の死軀、灰燼
のバラックに朝夕乾く暇なき孤兒と寡婦の涙。その中から新しき日本の憲章は
生れ出づべき必然の運命にあつたと、内閣はお考へにならないか。独り日本ばかりではありませぬ。戦に勝つたイギリスでも、ウクライナの平野にも、楊子江の楊
の蔭にも、同じような悲嘆の叫びが聞かれています。この人類の悲嘆と
社会の荒廢とを靜かに見つめて、我々はそこに人類共通の根本問題が横たわ
っていることを知り得ると思ひます。この人類共通の熱望たる戦争の放棄と、より
高き文化を求めると、よりよき生活への願望とが、敗戦を契機として一大變



革への途を余儀なくさせたことは疑をいれないと思う」

これまで何度もこの部分を読みました。名演説であると思います。戦争では、負けた国だけでなく勝った国においても、国民は戦争の^{さんか}惨禍に泣いていることを端的に言い表しています。格調が高い提案理由です。そして、人類のため、戦争は放棄しなければならないという心がひしひしと伝わって来ます。これは、国民1人ひとりに読んでもらいたいものです。

吉田茂（1878-1967）首相は、同じく昭和21年（1946年）6月25日、衆議院における現行憲法提案理由の説明の中で、戦争放棄はこの改正案の大きな眼目であるとした上で、「此の^{だいどう}高き理想を以て、平和愛好国の先頭に立ち、正義の大道を踏み進んで行こうという固き決意をこの国の根本法に明示せんとするものであります」と述べています。

平和愛好国の先頭に立つという意気込みが感じられます。日本国憲法は、そのような理想と意気込みの中から生まれ出たもので、世界に誇れる憲法だと確信しています。

また、同年8月27日、貴族院において、^{してはら}幣原喜重郎（1872-1951）国務相が次のように述べています。

「実際この改正案の第9条は、戦争の放棄を宣言し、わが国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的地位を占むることを示すものであります。今日の時勢になお国際関係を律する一つの原則として、ある範囲の武力制裁を合理化、合法化せんとする如きは、過去における幾多の失敗を繰返す^{ゆえん}所以でありまして、もはやわが国の学ぶべきことではありませぬ。文明と戦争とは結局両立しえないものであります。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争



がまず文明を全滅することになるであります。私はかような信念を以てこの憲法改正案の起草の議に^{あずか}與ったのであります」

これもまた格調の高い提案理由であり、ここも、日本国民1人ひとりに読んでいただきたいものです。

ここでも、全世界の先頭に立って指導的地位を占めようという心で、戦争放棄を宣言するものであることが明らかにされています。

そして、「武力制裁を合理化、合法化せんとする如きは、過去における幾多の失敗を繰返す所以である」と言い切っています。「所以」とは、理由^{ゆえん}という意味ですから、過去の戦争は自衛とか制裁とかの名の下に行われて来たから、今後は自衛戦争も制裁戦争もやらないという考え方がここでは明示されています。これによっても、日本国憲法は自衛戦争も放棄したものであることがわかります。

マッカーサー^{げんすい}元帥（ダグラス・マッカーサー、1880-1964）は、昭和21年（1946年）4月5日、第1回対日理事会において、次のように演説しています。なお、「元帥」とは、角川必携国語辞典には「軍人の最も高い地位。大将の上」と書いてありました。

「私は戦争放棄の日本の提案を、世界全国民の慎重なる考察のために提供するものである。これは途を、ただ一つの途を指し示すものである。国際連合の安全保障機構は、その意図の賞讃すべきものであり、その目的の偉大かつ高貴であることは疑えないが、しかし日本が、その憲法によって一方的に達成しようと提案するもの、即ち国家主権の行使としての戦争放棄ということ、すべての国家を通じて実現することによってのみ、国際連合の意図と目的とを達成しうるのである。戦争の放棄は、同時かつ普遍的に行わなければならない。それはすべ



てが行うことを要し、そうでなければ無意味である。言葉の上だけでなく、平和に
盡^{じんりょく}力^{ぼんにん}する萬人の信頼^{いつわ}できる明白にして佯りのない行動でなければならない。そ
の意思を遂行するための現在の方法、即ち構成諸国家の持ちよる武力は、諸
国民がなお国家主権による交戦権を併存するものとして認めている限りは、たか
だか一時の便法^{べんぼう}にすぎない」

日本国憲法を押し付けたなどと言われているマッカーサー元帥は、日本国憲法
の戦争放棄は、日本の世界に対する提案でもあることを明らかにし、すべての国
に対し、戦争放棄を求めているのです。

このように高き理想の下に創られた現行憲法を、その内容を吟味もしないで、
「占領下の憲法」とか、「押し付け憲法」などと形式的理由を以て改正しなければ
ならないとする主張には、私は断固反対し続けたいと思います。現行憲法は、
「二度と戦争はしてはならない」との心の叫びから生まれたものであり、押し付
けではないのです。第2次世界大戦において、壊滅的打撃を受けた日本国民の心
の奥の奥からの叫び声が、「戦争放棄」という現行憲法を生み出したのです。

第2次安倍内閣は、経済政策などで国民の支持を得て、順調に歩んでいるよう
にも見えますが、そのことで国民の目が誤魔化^{ごまか}され、憲法改正にも賛成するなど
ということにならないよう特に注意を喚起したいと思い、少しくどいようですが、
再び「押し付け憲法」という主張に対し、反論をするものです。

今回は、現行憲法が制定される際、特に印象に残ったいくつかの演説を紹介し
ましたが、私が現行憲法は改正すべきでないとする理由は他にもたくさんありま
す。そのことは、前記『憲法の心』を読んでいただければお解りいただけるもの
と思いますが、その他にも述べたいことは少なくありません。

機会を見て、一冊にまとめてみたいと考えています。





刑務所からの手紙



『患者とその妻の腎臓病体験記』は、第4巻『食事療法』の原稿が完成しました。今、「おわりに」を書き終えたところです。「おわりに」を書こうとしていたところ、見事なタイミングで、私が弁護した方で今刑務所で務めをしている方より手紙を頂戴しました。その中身は、『食事療法』の「おわりに」にそのまま紹介するのが最適のものです。

今回は「刑務所からの手紙」と題して、『食事療法』の「おわりに」をそのまま転載することにしました。『食事療法』は、刑務所での生活のように厳しくやれば奇跡的な効果があることは、この手紙によっても証明されたと確信しています。ですが、飲み食い自由の娑婆しゃばにおいては、食欲に負けそうになり、規則で雁字搦がんじがらめの刑務所生活と同じようにやれるのかどうかということが、大きな問題点です。それにしても、この手紙は、食事療法は素晴らしい療法であることを物語る貴重な証あかしだと思えます。

刑務所の中からこのような手紙を書いてくれた彼に対し、心の底から感謝しています。ありがとうございます。



「おわりに」

刑務所に入っている方から手紙を頂戴しました。この方は、誰でも魔がさせば同じような間違いを犯しかねないという事件で刑務所に送られてしまいました。しかし、極めて常識的な社会人で、礼儀正しく、義理人情に厚い方です。よく本を読み、文章力も素晴らしい方です。

その方から、私達が『腎臓病体験記』を発刊してから3回、食事療法に関する貴重な手紙を頂戴しております。

この本をお読み下さる皆様に、どうしても紹介したい内容です。本人の了解を得ましたので、ここで紹介させていただきます。

第1回目の手紙は、『ダイジェスト版』を読んだ直後のものです。以下に、食事療法に関する部分をそのまま転載します。

『患者とその妻の腎臓病体験記 ダイジェスト版』を読ませていただきました。先生の30年間にわたる糖尿病、高血圧症、慢性腎不全等に対する薬物療法、食事療法、人工透析療法、生体腎移植療法の体験と、その時の思いや経験などがよくわかりました。

その中で、特に食事療法はとても勉強になりました。私は高血圧症で、毎朝薬を飲んでいますが、カロリーの摂り過ぎ、塩分の摂り過ぎには日頃から十分に注意をしなければならぬと改めて思いました。

ここで出される食事は、病院食と同じで一人分ずつトレイに乗せて出されますが、高血圧症の人の食事は減塩食になっており、味噌汁は出ません。その代わりに、お湯に野菜を入れた感じの汁が出ます。カロリーなども控えた食事をいただいていますので、私の体重は減り、スッキリしました。前にも話しましたが、以前は98kgあった体重が今は68kgになりました。健康的な体型となり、体もとても軽くなりました。

毎日の食事量、特にカロリーや塩分を控え、適度な運動をすることが大事であるということ、ここでの生活を通して実感しています。

昔、外の世界にいた時は、カロリーや塩分など気にせず、自分の食べたい物を買って食べたり、作って食べたりしていました。



これからは、先生の本に書いてあった「ごはんは1食1膳」、「みそ汁は1日1杯」という言葉をキャッチフレーズにして、出所後も今の体重を維持できるよう、食事に注意していきたいと思います。

私の両親も高血圧症で薬を飲んでいますが、出所後は、一緒に食生活を変えて、いつまでも長生きしてもらえよう、生活を改善していきたいと思います。

第2回目の手紙は、私が第1回目の手紙に対する御礼の手紙を出したことに對する、彼からの手紙です。相変わらず、真面目に務めている様子が伝わってくる内容です。その中から、食事療法に関する部分だけをそのまま転載します。

先日のお手紙を拝見させていただきました。今、先生は第4巻『食事療法』の原稿を書かれているようですが、その中で私の手紙を紹介して下さるとのことで、本当に嬉しく思っています。ありがとうございます。私の体験を、先生の本を通じて多くの方に知っていただき、お役に立てていただければ、こんなに嬉しいことはありません。本当にありがたい気持ちでいっぱいです。

先日の手紙に書きましたが、私は98kgあった体重が68kgになりました。刑務所にお世話になったことにより、規則正しい生活を送れるようになったことと、食生活が変わったことだけで、こんなにも変わるものかと驚いています。

千田先生の本にも生活習慣が大事だと書いてありましたが、自分自身が健康的な体になったことにより、規則正しい生活とバランスの取れた食事の大切さを実感しています。



先日、刑務所の食事について少し書きましたが、もう少し加筆したいと思います。

毎月1か月分のメニュー表が出されるのですが、それを見ると1日平均のエネルギー量、塩分量、たんぱく質量などがすぐにわかります。平成25年2月の1日平均は、次の通りとなっています。

1日の平均エネルギー量	1, 057kcal
1日の平均塩分量(普通食)	8. 3g
(減塩食)	6. 8g
1日の平均たんぱく質量	60g
1日の平均カルシウム量	660mg
1日の平均ビタミンA	818mg
1日の平均ビタミンB	1. 24mg
1日の平均ビタミンC	116mg



ご飯は、白米と麦で6対4くらいになっていると思います。美味しいです。自分の目で見ても、今日1日分のエネルギー量や塩分量などがわかり易く書いてあります。

千田先生の本を読みましても、エネルギー量で体重が増えたり減ったり、エネルギー量が大事である事がわかりました。私は、今はバランスの取れた食事をいただいているので、自然に体重が減り、今の体重になっているのだと思います。

以前98kgあった時には、病院に血圧降下薬をもらいに行く度に、病院の先生から、減量するように言われていました。タバコも1日50本位吸っていましたが、先生からはタバコをやめるようにも言われていましたが、なかなか止められずにいました。

今回、刑務所にお世話になりまして、自分の心と体も、規則正しい生活とバランスの取れた食事をいただくことで随分改善されまして、心身共にすっかり健康に



なりました。

社会復帰後も今の体重を維持していきたいと思っていますので、家族の食事のバランスにも注意し、両親と一緒に改善して行きたいと思っています。

食事療法を徹底するには、刑務所での生活が最も良いような気がします。これまでも、刑務所で慢性病が改善されたという方が何人もおりました。私達は、刑務所での生活こそ、食事療法を厳しくやれる最適な場であると確信しています。

刑務所での生活は、規則によって雁字搦めがんじがらになっていますし、食事も決められた物しか食べられません。これが、刑務所の中での生活が食事療法にピッタリだという理由です。

刑務所の外に出てからも、刑務所内と同じように規則正しい生活をし、厳しい食事制限を守れるなら、慢性病は改善されるものと思います。

刑務所の外の、いわゆる「娑婆」しゃばと言われる俗世間には、刑務所ほどうるさい規則はありません。食べる物も飲む物も、金さえ出せば、いくらでも食べることも飲むこともできます。このような自由な世界において、刑務所の中のような規則正しい生活や食事制限ができるかは、疑問なしとはしません。自由な世界である、いわゆる娑婆では、自分の心だけが頼りです。この心が厄介なのです。

この手紙の中で、「平成25年2月の1日平均エネルギー量が1,057 kcal」と書いてある点については、少なすぎる気がしました。「刑務所の食生活」というインターネット情報によりますと、「成人男子の1日の摂取エネルギー量は2,200～2,600 kcalと定められている」とありました。

それと比べても、あまりにも低すぎると思い、再確認をお願いしました。すぐに3回目の手紙が来ました。それには次のように書いてありました。



2月における1日分の平均エネルギー量は、1,057kcalとなっています。今月3月の1日分の平均エネルギー量は、1,051kcalとなっています。3月のメニューの中で一番高いエネルギー量は、1,281kcalです。一番低いエネルギー量は、909kcalとなっています。

かなり低いですが、1か月分のメニュー表に書いてありますので、間違いありません。千田先生が^{おっしゃ}仰る通り、低いエネルギー量になっていると思います。

このように、低いエネルギー量に抑えられているのは、彼は98kgという肥満状態でしたので、減量しなければならないということで、このような低エネルギー量に抑えられているのではないかという気がしますが、正確なところはわかりません。

厳しいエネルギー制限をしたところ、彼は98kgから68kgまで減量できたことは間違いのない事実のようです。

これもインターネット情報ですが、「ホリエモンの刑務所ダイエット着々進行中」という見出しで、「刑務所での規則正しい生活と食事が原因なのだろう。堀江氏の体重は収監時の96kgから68kgにまで減少していた。着々と減量は続いており、大学時代の最低体重59kgを達成するのも間近だろう」と記されています。

なお、その情報の中には、「刑務所の食事内容は、法務大臣の訓令などにより定められており、成人男子の場合には、作業内容などで1日2,200～2,600kcalとなるようなメニューで構成されている」とあります。

彼の手紙は、「食事療法は、規則正しくやらなければならないものである」こ



とと、「食事療法は、厳しくやらなければならないものである」ことと、そのようにすれば「奇跡的効果のある療法である」ことを、如実に物語ってくれていると思います。

この刑務所からの手紙は、私達に「食事療法」の意義を、改めて教えてくれました。

本当にありがたい手紙です。そして、この手紙は、この第4巻『食事療法』の「おわりに」で紹介するにふさわしいものと、私達は確信しています。

このとてもいい手紙に、この第4巻『食事療法』を書いているという絶妙のタイミングのいい時に巡り合えました。またまたラッキーでした。

平成25年（2013年）3月6日

東京女子医科大学病院

腎臓外科外来診察待合室において



田舎弁護士（いなべん） 千 田 實
妻 加代子

へい ^{なか} 塀の内 見事にできた この療法
外でもやりたし 食事療法

平成25年3月6日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

へい 塀の外 できるできぬは その心
ままならないは 食べたい心

平成25年3月6日

青空浮世乃捨

